平成29年(2017年)3月14日総務委員会資料経営室行政監理担当

ISO14001新規格への移行について

区は、ISO14001の新規格(2015年版)が発行されたことに伴い、下記のとおり平成29年度に新規格へ移行する。

記

- 1 ISO14001新規格(2015年版)の主なポイント
- (1) 環境パフォーマンスの重視

これまでは、マネジメントシステムの改善が中心であり、システムが改善されることでパフォーマンスが向上するという考え方であったが、新規格では、社会における環境問題の悪化という状況等を踏まえ、環境パフォーマンスの継続的改善を求める考え方に焦点が移っている。

(2) リスク及び機会の決定

環境マネジメントシステムの導入と適用を計画するときに、組織の外部及び内部の課題と利害関係者のニーズや期待を知り、環境マネジメントシステムが意図した成果を達成するために考慮すべき「リスク(潜在的に有害な脅威)及び機会(潜在的に有益な機会)」を決定することが求められている。

(3) 順守義務に関するマネジメントの強化

法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項を一層順守することが求められている。順守 義務が組織のどこに適用され、その義務内容を満たすためにどのような対処が必要か、責任部門と 責任者は誰かなど、具体的に対応すべき内容を明示することが必要である。

(4)経営者の責任強化

トップマネジメントに対する要求事項が強化され、トップ自らが積極的に関わることはもとより、 組織の中間管理職層に対する指導、支援を行うことが要求されている。

- 2 新規格移行に伴う区の運用における主な変更点
- (1) 適用範囲の変更

ISO14001の適用範囲を、現在の区役所本庁舎から庁外施設まで拡げる。 なお、庁外施設とは、区が直接関与する施設(直営、委託及び指定管理者)で、住宅、道路及び 公園を除くものをいう。

(2) 新たな環境方針の策定

前記新規格の主なポイントを踏まえ、別紙のとおり新たな環境方針を策定した。

(3) その他

中野区環境マネジメントシステムに係る要綱等を改正する。

3 スケジュール

平成29年4月 新規格による運用開始

平成29年10月下旬 内部監査実施

平成30年1月中旬 新規格移行審查

平成30年3月 新規格認証取得